

20) 振動規制法第三条第一項及び第十六条第一項に規定する道路交通振動の限度、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

調査区域には、「振動規制法」（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日法律第 72 号）第 3 条第 1 項及び第 16 条第 1 項に基づく道路交通振動に係る限度（以下、「要請限度」といいます。）を適用する地域があります。

道路交通振動の要請限度及び時間の区分の状況は、表 4.2.7.23 に示すとおりです。調査区域における振動規制区域の地域指定状況、区域の区分の状況は表 4.2.7.24 に、位置は図 4.2.7.8 に示すとおりです。

表 4.2.7.23 道路交通振動の要請限度及び時間の区分の状況

区域の区分	時間の区分	
	昼 間	夜 間
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

注 1：時間の区分は、昼間を午前 7 時から午後 7 時までの間とし、夜間を午後 7 時から翌日の午前 7 時までの間とする。

注 2：第 1 種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域を示す。（表 4.2.7.24 参照）

注 3：第 2 種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域を示す。（表 4.2.7.24 参照）

出典：「振動規制法施行規則」

（昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日環境省令第 19 号）

表 4.2.7.24 振動規制区域の地域指定状況、区域の区分の状況

区域	区域の区分
第 1 種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、岡谷市（塩嶺病院の敷地及びその周囲 50 メートルまでの地域）、諏訪市（田園住居地域）、茅野市（湖東の一部、中大塩の一部）
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、茅野市（準工業地域（湖東の一部及び中大塩の一部を除く））

注：この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域とは、都市計画法の規定に基づく用途地域を示す。

出典：「振動規制法の規定に基づく規制地域の指定」

（昭和 52 年 12 月 26 日長野県告示第 683 号、最終改正：平成 27 年 5 月 25 日長野県告示第 264 号）

「振動規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等」

（平成 24 年 3 月 30 日岡谷市告示第 19 号）

「振動規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等」

（平成 24 年 3 月 30 日諏訪市告示第 46 号、最終改正：平成 30 年 5 月 8 日諏訪市告示第 68 号）

「振動規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等」

（平成 24 年 3 月 30 日茅野市告示第 117 号、最終改正：平成 27 年 5 月 27 日茅野市告示第 125 号）

21) 振動規制法第三条第一項及び第十五条第一項に基づく特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準、地域指定状況、区域の区分、時間の区分の状況

調査区域には、「振動規制法」（昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日法律第 72 号）第 3 条第 1 項及び第 15 条第 1 項に基づく特定建設作業の規制に関する基準を適用する地域があります。

特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制基準及び時間の区分の状況は、表 4.2.7.25 に示すとおりです。調査区域における特定建設作業に伴って発生する振動の規制区域の地域指定状況、区域の区分の状況は表 4.2.7.26 に、位置は図 4.2.7.8 に示すとおりです。

表 4.2.7.25 特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準及び時間の区分の状況

区域の区分	敷地の境界における振動の大きさ	作業できない時間帯	1日当たりの作業時間	同一場所での作業日数	作業できない日
第1号区域	75dB を超えないこと	午後 7 時から翌日午前 7 時まで	10 時間を超えない	連続 6 日間を超えない	日曜日 その他の休日
第2号区域		午後 10 時から翌日午前 6 時まで	14 時間を超えない		

出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 10 日総理府令第 58 号、最終改正：平成 27 年 4 月 20 日環境省令第 19 号）

表 4.2.7.26 特定建設作業に伴って発生する振動の規制区域の地域指定状況、区域の区分の状況

区域	区域の区分
第1号区域	第1種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、岡谷市（塩嶺病院の敷地及びその周囲 50 メートルまでの地域）、諏訪市（田園住居地域）、茅野市（湖東の一部、中大塩の一部）
第2号区域	第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、茅野市（準工業地域（湖東の一部及び中大塩の一部を除く））

注 1：この表において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法の規定に基づく用途地域を示す。

注 2：第 2 号区域のうち、「学校教育法」（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、「児童福祉法」（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、「医療法」（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、「図書館法」（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館、「老人福祉法」（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80 メートルの区域内は第 1 号区域となる。

出典：「振動規制法の規定に基づく規制地域の指定」

（昭和 52 年 12 月 26 日長野県告示第 683 号、最終改正：平成 27 年 5 月 25 日長野県告示第 264 号）

「振動規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等」（平成 24 年 3 月 30 日岡谷市告示第 19 号）

「振動規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等」

（平成 24 年 3 月 30 日諏訪市告示第 46 号、最終改正：平成 30 年 5 月 8 日諏訪市告示第 68 号）

「振動規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等」

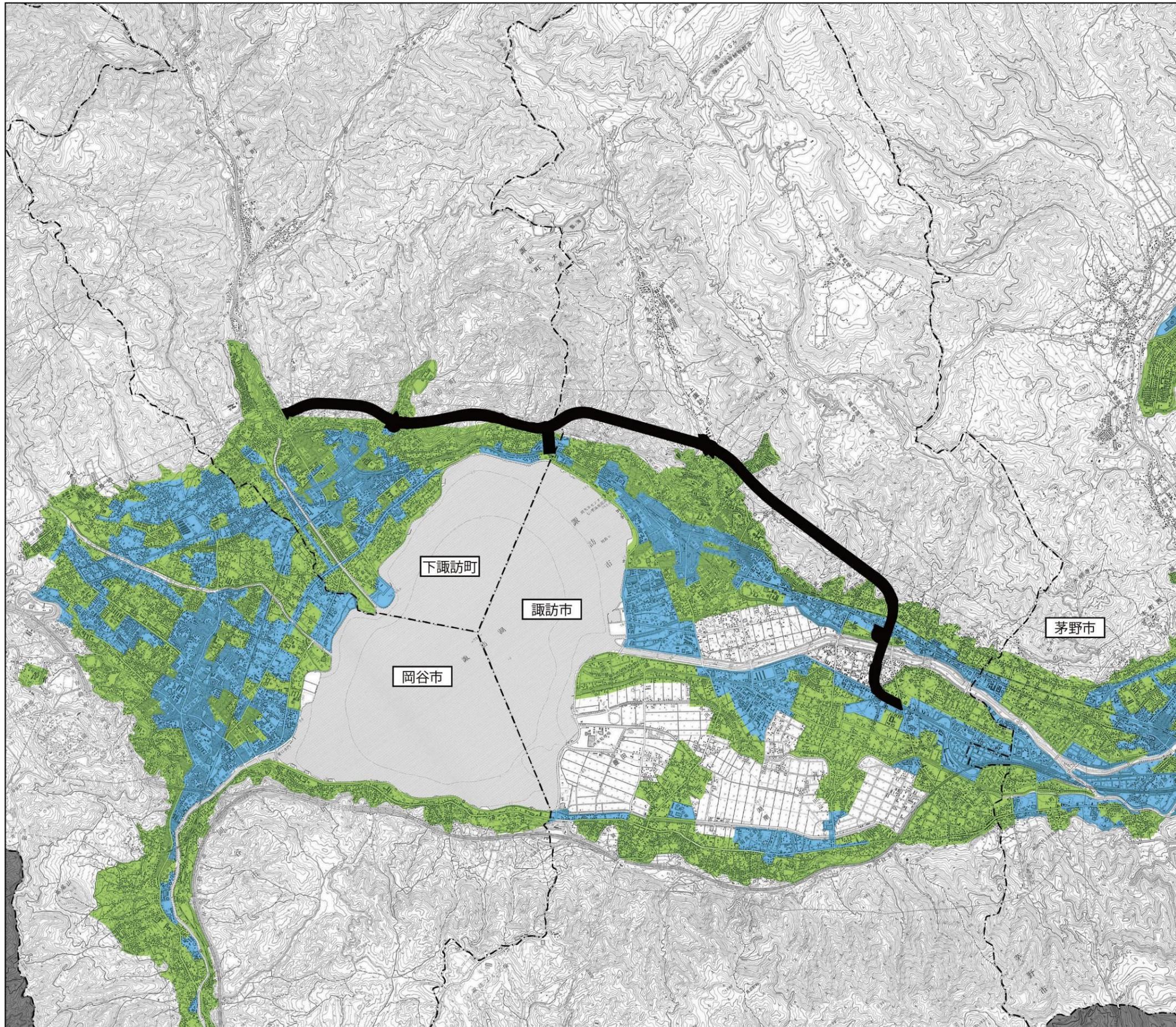
（平成 24 年 3 月 30 日茅野市告示第 117 号、最終改正：平成 27 年 5 月 27 日茅野市告示第 125 号）

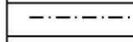
図 4.2.7.8  
 道路交通振動及び特定建設作業に伴って発生  
 する振動の限度に係る区域図

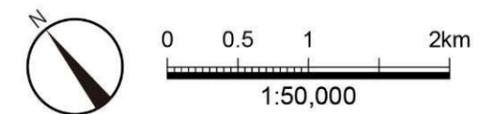
記号	名称
	第1種区域(第1号区域)
	第2種区域(第2号区域)

出典:「振動規制法に基づく規制地域の指定」  
 (昭和52年12月26日長野県告示第683号、  
 最終改正:平成27年5月25日長野県告示第264号)  
 「振動規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等」  
 (平成24年3月30日岡谷市告示第19号、  
 「振動規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等」  
 (平成24年3月30日諏訪市告示第46号、  
 最終改正:平成30年5月8日諏訪市告示第68号)  
 「振動規制法に基づく規制地域及び規制基準等」  
 (平成24年3月30日茅野市告示第117号、  
 最終改正:平成27年5月27日茅野市告示第125号)

注:第2号区域のうち、「学校教育法」(昭和22年法律第26号)  
 第1条に規定する学校、「児童福祉法」(昭和22年法律第  
 164号)第7条第1項に規定する保育所、「医療法」(昭和  
 23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及  
 び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させる  
 ための施設を有するもの、「図書館法」(昭和25年法律第  
 118号)第2条第1項に規定する図書館、「老人福祉法」(昭  
 和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老  
 人ホーム並びに「就学前の子どもに関する教育、保育等  
 の総合的な提供の推進に関する法律」(平成18年法律第  
 77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども  
 園の敷地の周囲80メートルの区域内は第1号区域となる。



記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界
	調査対象外



## 22) 水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準が定められた区域

調査区域には、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日法律第 45 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、「排水基準を定める省令」（昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号、最終改正：令和 1 年 11 月 18 日環境省令第 15 号）によって排水基準（以下「一律基準」といいます。）が定められています。一律基準は表 4.2.7.27 に示すとおりであり、すべての公共用水域に対して一律に適用されます。

調査区域には、「水質汚濁防止法」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日法律第 45 号）第 3 条第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項の排水基準に代えて適用する排水基準（以下「上乗せ排水基準」といいます。）が、「公害の防止に関する条例」（昭和 48 年 3 月 30 日長野県条例第 11 号、最終改正：平成 29 年 3 月 23 日長野県条例第 21 号）第 16 条によって定められています。上乗せ排水基準及び適用水域は、表 4.2.7.28 に示すとおりです。

表 4.2.7.27 (1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（有害物質の排水基準）

有害物質の種類		許容限度
カドミウム及びその化合物		1Lにつきカドミウム 0.03 mg
シアン化合物		1Lにつきシアン 1 mg
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)		1Lにつき 1 mg
鉛及びその化合物		1Lにつき鉛 0.1 mg
六価クロム化合物		1Lにつき六価クロム 0.5 mg
砒素及びその化合物		1Lにつき砒素 0.1 mg
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		1Lにつき水銀 0.005 mg
アルキル水銀化合物		検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル		1Lにつき 0.003 mg
トリクロロエチレン		1Lにつき 0.1 mg
テトラクロロエチレン		1Lにつき 0.1 mg
ジクロロメタン		1Lにつき 0.2 mg
四塩化炭素		1Lにつき 0.02 mg
1,2-ジクロロエタン		1Lにつき 0.04 mg
1,1-ジクロロエチレン		1Lにつき 1 mg
シス-1,2-ジクロロエチレン		1Lにつき 0.4 mg
1,1,1-トリクロロエタン		1Lにつき 3 mg
1,1,2-トリクロロエタン		1Lにつき 0.06 mg
1,3-ジクロロプロペン		1Lにつき 0.02 mg
チウラム		1Lにつき 0.06 mg
シマジン		1Lにつき 0.03 mg
チオベンカルブ		1Lにつき 0.2 mg
ベンゼン		1Lにつき 0.1 mg
セレン及びその化合物		1Lにつきセレン 0.1 mg
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	1Lにつきほう素 10 mg
	海域に排出されるもの	1Lにつきほう素 230 mg
ふつ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの	1Lにつきふつ素 8 mg
	海域に排出されるもの	1Lにつきふつ素 15 mg
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量	1Lにつき 100 mg
1,4-ジオキサン		1Lにつき 0.5 mg
備考：1 「検出されないこと。」とは、第二条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和四十九年政令第三百六十三号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。		

出典：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号、最終改正：令和元年 11 月 18 日環境省令第 15 号）

表 4.2.7.27 (2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準（水素イオン濃度その他の排水基準）

項目		許容限度
水素イオン濃度 (水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの	5.8 以上 8.6 以下
	海域に排出されるもの	5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量		160 mg/ L (日間平均 120 mg/ L)
化学的酸素要求量		160 mg/ L (日間平均 120 mg/ L)
浮遊物質		200 mg/ L (日間平均 150 mg/ L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)		5 mg/ L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)		30 mg/ L
フェノール類含有量		5 mg/ L
銅含有量		3 mg/ L
亜鉛含有量		2 mg/ L
溶解性鉄含有量		10 mg/ L
溶解性マンガン含有量		10 mg/ L
クロム含有量		2 mg/ L
大腸菌群数		日間平均 3,000 個/cm <sup>3</sup>
窒素含有量		120 mg/ L (日間平均 60 mg/ L)
リン含有量		16 mg/ L (日間平均 8 mg/ L)
備考：1 「日間平均」による許容限度は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。		
2 この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排出水の量が 50 m <sup>3</sup> 以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。		
3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。		
4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。		
5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。		
6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1 L につき 9,000 mg を超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。		
7 リン含有量についての排水基準は、リンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。		

出典：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号、最終改正：令和元年 11 月 18 日環境省令第 15 号）

表 4.2.7.28 (1) 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準(有害物質に係る上乗せ排水基準)

区分	有害物質の種類及び許容限度				適用水域
	カドミウム及びその化合物	シアン化合物	六価クロム化合物	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	
水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設(以下「特定施設」という。)を有する工場又は事業場	0.05mg/L	0.5mg/L	0.3mg/L	0.003mg/L	県の区域に属する公共用水域

注1: この表に掲げる上乗せ排水基準は、昭和54年10月31日において既に設置され、又は設置の工事が行われている平均的な排水の量が500m<sup>3</sup>/日未満の工場又は事業場に係る排水については適用しない。

注2: この表に掲げる上乗せ排水基準は、一の施設が特定施設となった際現に当該施設が設置され、又は設置の工事が行われている平均的な排水の量が500m<sup>3</sup>/日未満の工場又は事業場に係る排水については適用しない。ただし、当該施設が水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設となった際既に当該工場又は事業場についてこの表に掲げる上乗せ排水基準が適用されている場合は、この限りでない。

出典: 「公害の防止に関する条例」(昭和48年3月30日長野県条例第11号、最終改正:平成29年3月23日長野県条例第21号)

表 4.2.7.28 (2) 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準(水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量に係る上乗せ排水基準)

区分	許容限度				適用水域	
	水素イオン濃度	銅(mg/L)	亜鉛(mg/L)	クロム(mg/L)		
1 畜産農業又はサービス業の用に供する次に掲げる施設を有する事業場 (1)豚房施設(豚房の総面積が250m <sup>2</sup> 以上のものに限る。) (2)牛房施設(牛房の総面積が500m <sup>2</sup> 以上のものに限る。)	平均的な排水の量 50m <sup>3</sup> /日未満	5.8~8.6	—	—	—	県の区域に属する公共用水域
2 水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「施行令」という。)別表第1の26、27、47、49、52、53、58、61、62、63、65又は66に掲げる特定施設を有する工場又は事業場	平均的な排水の量 50m <sup>3</sup> /日未満	5.8~8.6	3	5	2	
3 施行令別表第1の1、1の2、11、12、18の2、18の3、19、20、21、21の2、21の3、21の4、22、23、23の2、24、25、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、48、50、51、51の2、51の3、54、55、56、57、59、60、63の2、64、64の2、66の3、66の4、66の5、66の6、66の7、66の8、67、68、68の2、69の2、69の3、70、70の2、71、71の2、71の3、71の4、71の5、71の6、73又は74に掲げる特定施設を有する工場又は事業場	平均的な排水の量 500m <sup>3</sup> /日以上	—	—	—	1	白樺湖、蓼科湖及び諏訪湖並びにこれらに流入し、又はこれらから流出する公共用水域(東岸竜取水堰(左岸上伊那郡辰野町大字平出1番口号の1、右岸上伊那郡辰野町大字辰野唐木沢377番の20)から下流の天竜川を除く。)

注: 区分番号3に掲げる工場又は事業場に係るクロム含有量に係る上乗せ排水基準については、昭和48年6月24日以降において新たに設置される工場又は事業場(昭和48年6月23日において既に着工されていたものを除く。)に係る排水について適用する。

出典: 「公害の防止に関する条例」(昭和48年3月30日長野県条例第11号、最終改正:平成29年3月23日長野県条例第21号)

表 4.2.7.28 (3) 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準(生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、浮遊物質及び大腸菌群数に係る上乗せ排水基準)

区分		許容限度					適用 水域	
		生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量 (mg/L)		浮遊物質 (mg/L)		大腸菌 群数 (個/cm <sup>3</sup> )		
		最大	日間 平均	最大	日間 平均	日間 平均		
1	畜産農業又はサービス業の用に供する次に掲げる施設を有する事業場	平均的な排水の量 10m <sup>3</sup> /日未満	160	120	200	150	3,000	県の区域に属する公共用水域
	(1) 豚房施設(豚房の総面積が250 m <sup>2</sup> 以上のものに限る。)	平均的な排水の量 10～500m <sup>3</sup> /日	160	120	85	70	3,000	
	(2) 牛房施設(牛房の総面積が500 m <sup>2</sup> 以上のものに限る。)	平均的な排水の量 500m <sup>3</sup> /日以上	30	20	50	30	—	
2	施行令別表第1の3に掲げる特定施設を有する工場若しくは事業場のうち寒天製造業に係るもの又は同表の10に掲げる特定施設を有する工場若しくは事業場のうち清酒製造業に係るもの	平均的な排水の量 10m <sup>3</sup> /日以上	60	40	90	60	—	
		平均的な排水の量 10～50m <sup>3</sup> /日	60	40	90	60	—	
3	施行令別表第1に掲げる特定施設を有する工場若しくは事業場で次に掲げるもの以外のもの又は湖沼水質保全特別措置法第3条第2項の規定による指定地域(以下「指定地域」という。)において湖沼法施行令第5条第1号若しくは第2号に掲げる施設を有する工場若しくは事業場	平均的な排水の量 50m <sup>3</sup> /日以上	30	20	50	30	—	
		(1) 区分番号1及び2に掲げる工場又は事業場 (2) 施行令別表第1の1の2に掲げる特定施設を有する事業場(区分番号1に該当する事業場を除く。)						

注1：生物化学的酸素要求量に係る上乗せ排水基準は湖沼以外の公共用水域に排出される排水について、化学的酸素要求量に係る上乗せ排水基準は湖沼に排出される排水について適用する。

注2：「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。

注3：工場又は事業場がこの表の区分欄の2以上の区分に該当する場合において、それぞれの区分につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排水については、それらの上乗せ排水基準のうち最大の許容限度のものを適用する。

出典：「公害の防止に関する条例」(昭和48年3月30日長野県条例第11号、最終改正：平成29年3月23日長野県条例第21号)

表 4.2.7.28 (4) 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準(窒素及び磷に係る上乗せ排水基準：  
既設の工場又は事業場)

区分	許容限度												適用 水域
	1日当たりの平均的な排出水の量が20立方メートル以上50立方メートル未満				1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上500立方メートル未満				1日当たりの平均的な排出水の量が500立方メートル以上				
	窒素含有量 (mg/L)		磷含有量 (mg/L)		窒素含有量 (mg/L)		磷含有量 (mg/L)		窒素含有量 (mg/L)		磷含有量 (mg/L)		
	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	
既設 の工場 又は事 業場	1	施行令別表第1の2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18又は18の2に掲げる特定施設を有する工場又は事業場(区分番号2に該当する工場又は事業場を除く。)											白樺湖、 蓼科湖、 諏訪湖、 野尻湖、 青木湖、 中綱湖、 びね湖、 及湖こ 流公域 に流入 する公 用水域 (窒素 に係る 排水に ついて は、野 尻湖、 青木湖、 中綱湖 及びび ね湖に 流入す る公 用水域 を除く。)
	2	施行令別表第1の3に掲げる特定施設を有する工場又は事業場のうち天然寒天製造業に係るもの											
	3	施行令別表第1の63、65又は66に掲げる特定施設を有する工場又は事業場											
	4	施行令別表第1の66の3、66の4、66の5、66の6、66の7、66の8若しくは68の2に掲げる特定施設を有する工場若しくは事業場又は指定地域において湖沼法施行令第5条第1号に掲げる施設を有する事業場											
	5	施行令別表第1の72に掲げる特定施設(し尿浄化槽を除く。)又は同表の73に掲げる特定施設を有する工場又は事業場											
	6	施行令別表第1の72に掲げる特定施設のうちし尿浄化槽を有する工場若しくは事業場又は指定地域において湖沼法施行令第5条第2号に掲げる施設を有する工場若しくは事業場											
	7	区分番号1から6までに掲げるもの以外の施行令別表第1に掲げる特定施設を有する工場又は事業場											

注1：「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものである。  
 注2：「既設の工場又は事業場」とは、白樺湖、蓼科湖及び諏訪湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成6年6月30日において既に設置されていた工場又は事業場(同日において既に着工されていたものを含む。)を、野尻湖、青木湖、中綱湖及び木崎湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成9年9月30日において既に設置されていた工場又は事業場(同日において既に着工されていたものを含む。)をいう。  
 注3：工場又は事業場がこの表の区分欄の2以上の区分に該当する場合において、それぞれの区分につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排水については、それらの上乗せ排水基準のうち最大の許容限度のもの(区分番号5、6、12又は13に該当するものを除く。)を適用する。  
 注4：一の施設が特定施設となった場合において、当該施設を有することにより新たに水質汚濁防止法第2条第5項に規定する特定事業場となった工場又は事業場については、備考の2中「白樺湖、蓼科湖及び諏訪湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成6年6月30日において既に設置されていた工場又は事業場(同日において既に着工されていたものを含む。)」を、野尻湖、青木湖、中綱湖及び木崎湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成9年9月30日」とあるのは「当該施設が水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設となった日の前日」と、備考の3中「白樺湖、蓼科湖及び諏訪湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成6年7月1日以降において新たに設置される工場又は事業場(同日の前日において既に着工されていたものを除く。)」を、野尻湖、青木湖、中綱湖及び木崎湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成9年10月1日」とあるのは「当該施設が水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設となった日」とする。  
 出典：「公害の防止に関する条例」(昭和48年3月30日長野県条例第11号、最終改正：平成29年3月23日長野県条例第21号)

表 4.2.7.28 (5) 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準(窒素及び磷に係る上乗せ排水基準：  
新設の工場又は事業場)

区分	許容限度												適用 水域	
	1日当たりの平均的な排出水の量が20立方メートル以上50立方メートル未満				1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上500立方メートル未満				1日当たりの平均的な排出水の量が500立方メートル以上					
	窒素含有量 (mg/L)		磷含有量 (mg/L)		窒素含有量 (mg/L)		磷含有量 (mg/L)		窒素含有量 (mg/L)		磷含有量 (mg/L)			
	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均		
新設の工場又は事業場	8	施行令別表第1の2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18又は18の2に掲げる特定施設を有する工場又は事業場(区分番号9に該当する工場又は事業場を除く。)												白樺湖、 蓼科湖、 諏訪湖、 野青木湖、 中網湖及び木崎湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成6年7月1日以降において新たに設置される工場又は事業場(同日の前日において既に着工されていたものを除く。)
	9	施行令別表第1の3に掲げる特定施設を有する工場又は事業場のうち天然寒天製造業に係るもの												
	10	施行令別表第1の63、65又は66に掲げる特定施設を有する工場又は事業場												
	11	施行令別表第1の66の3、66の4、66の5、66の6、66の7、66の8若しくは68の2に掲げる特定施設を有する工場若しくは事業場又は指定地域において湖沼法施行令第5条第1号に掲げる施設を有する事業場												
	12	施行令別表第1の72に掲げる特定施設(し尿浄化槽を除く。)又は同表の73に掲げる特定施設を有する工場又は事業場												
	13	施行令別表第1の72に掲げる特定施設のうちし尿浄化槽を有する工場若しくは事業場又は指定地域において湖沼法施行令第5条第2号に掲げる施設を有する工場若しくは事業場												
	14	区分番号8から13までに掲げるもの以外の施行令別表第1に掲げる特定施設を有する工場又は事業場												

注1: 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。  
 注2: 「新設の工場又は事業場」とは、白樺湖、蓼科湖及び諏訪湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成6年7月1日以降において新たに設置される工場又は事業場(同日の前日において既に着工されていたものを除く。)を、野尻湖、青木湖、中網湖及び木崎湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成9年10月1日以降において新たに設置される工場又は事業場(同日の前日において既に着工されていたものを除く。)をいう。  
 注3: 工場又は事業場がこの表の区分欄の2以上の区分に該当する場合において、それぞれの区分につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排水については、それらの上乗せ排水基準のうち最大の許容限度のもの(区分番号5、6、12又は13に該当するものを除く。)を適用する。  
 注4: 一の施設が特定施設となった場合において、当該施設を有することにより新たに水質汚濁防止法第2条第5項に規定する特定事業場となった工場又は事業場については、備考の2中「白樺湖、蓼科湖及び諏訪湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成6年6月30日において既に設置されていた工場又は事業場(同日において既に着工されていたものを含む。)」を、野尻湖、青木湖、中網湖及び木崎湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成9年9月30日」とあるのは「当該施設が水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設となった日の前日」と、備考の3中「白樺湖、蓼科湖及び諏訪湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成6年7月1日以降において新たに設置される工場又は事業場(同日の前日において既に着工されていたものを除く。)」を、野尻湖、青木湖、中網湖及び木崎湖並びにこれらに流入する公共用水域にあっては平成9年10月1日」とあるのは「当該施設が水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設となった日」とする。

出典: 「公害の防止に関する条例」(昭和48年3月30日長野県条例第11号、最終改正:平成29年3月23日長野県条例第21号)

**23) 水質汚濁防止法第四条の二第一項に規定する指定地域**

調査区域には、「水質汚濁防止法」(昭和45年12月25日法律第138号、最終改正：平成29年6月2日法律第45号)第4条の2第1項に規定する指定地域はありません。

**24) 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項に規定する関係府県の区域**

調査区域には、「瀬戸内海環境保全特別措置法」(昭和48年10月2日法律第110号、最終改正：平成27年10月2日法律第78号)第5条第1項に規定する関係府県の区域はありません。

**25) 瀬戸内海環境保全特別措置法第十二条の七の規定により指定された自然海浜保全地区**

調査区域には、「瀬戸内海環境保全特別措置法」(昭和48年10月2日法律第110号、最終改正：平成27年10月2日法律第78号)第12条の7の規定により指定された自然海浜保全地区はありません。

26) 湖沼水質保全特別措置法第三条第一項により規定された指定湖沼及び同条第二項により規定された指定地域

調査区域には、「湖沼水質保全特別措置法」（昭和 59 年 7 月 27 日法律 61 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日法律第 72 号）第 3 条第 1 項により規定された指定湖沼として、諏訪湖があります。指定の状況は、表 4.2.7.29 に示すとおりです。また、同条第 2 項により規定された指定地域が、岡谷市、諏訪市及び下諏訪町の区域で定められています。

なお、諏訪湖においては、「諏訪湖に係る第 7 期湖沼水質保全計画」（平成 30 年 3 月 長野県）が策定されています。その中では、表 4.2.7.30 に示すとおり、平成 33 年度に達成すべき水質目標値が設定されています。「諏訪湖に係る第 7 期湖沼水質保全計画」では、「諏訪湖では昭和 30 年代後半に大量のアオコが発生するようになったが、これまでの水質改善に伴い近年は発生が少なくなっている。」と報告されています。

表 4.2.7.29 湖沼水質保全特別措置法第 3 条第 1 項の規定により指定された湖沼

区分	指定湖沼の名称及び位置	備考
湖沼	諏訪湖 岡谷市、諏訪市及び下諏訪町	水の利用状況、水質の汚濁の推移等からみて特に水質の保全に関する施策を総合的に講ずる必要があると認められるものを指定湖沼として指定することができる。

出典：「湖沼水質保全特別措置法第三条第一項及び第二項の規定に基づく指定湖沼及び指定地域」（昭和 60 年 12 月 16 日総理府告示第 43 号、最終改正：平成 6 年 10 月 18 日総理府告示第 32 号）

表 4.2.7.30 水質目標値

項目		現状 (平成 28 年度)	目標 (平成 33 年度)	環境基準
COD (化学的酸素要求量)	年平均値 (mg/ L)	4.4	4.4	—
	75%値 (mg/ L)	5.6	4.8	3.0
全窒素	年平均値 (mg/ L)	0.88	0.65	0.60
全磷(りん)	年平均値 (mg/ L)	0.050	現状水準の維持	0.050

注 1：COD（75%値）、全窒素及び全磷（りん）の年平均値は諏訪湖の環境基準点 3 地点の最高値とする。

注 2：COD（年平均値）は、各環境基準点の年平均値を全地点で平均した値とする。

出典：「諏訪湖に係る第 7 期湖沼水質保全計画」（平成 30 年 3 月 長野県）

27) 排水基準を定める省令別表第二の備考6に規定する湖沼及び海域

調査区域には、「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号、最終改正：平成30年8月28日環境省令第18号）別表第2の備考6の規定により指定された湖沼として諏訪湖があります。

指定内容は、表4.2.7.31に示すとおりです。

表 4.2.7.31 窒素含有量についての排水基準に係る湖沼・海域

区分	指定湖沼の名称及び位置	指定内容	備考
湖沼	諏訪湖 岡谷市、諏訪市及び下諏訪町	窒素含有量についての排水基準に係る湖沼	窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1Lにつき9,000mgを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限り適用する。

出典：「排水基準を定める省令別表第二の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は磷（りん）含有量についての排水基準に係る湖沼」（昭和60年5月30日環境庁告示第27号、最終改正：平成12年12月14日環境庁告示第78号）

28) 排水基準を定める省令別表第二の備考7に規定する湖沼及び海域

調査区域には、「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号、最終改正：平成30年8月28日環境省令第18号）別表第2の備考7の規定により指定された湖沼として諏訪湖があります。

指定内容は、表4.2.7.32に示すとおりです。

表 4.2.7.32 磷含有量についての排水基準に係る湖沼・海域

区分	指定湖沼の名称及び位置	指定内容	備考
湖沼	諏訪湖 岡谷市、諏訪市及び下諏訪町	磷（りん）含有量についての排水基準に係る湖沼	磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限り適用する。

出典：「排水基準を定める省令別表第二の備考6及び7の規定に基づく窒素含有量又は磷（りん）含有量についての排水基準に係る湖沼」（昭和60年5月30日環境庁告示第27号、最終改正：平成12年12月14日環境庁告示第78号）

29) 工業用水法第三条に基づく指定地域

調査区域には、「工業用水法」（昭和31年6月11日法律第146号、最終改正：平成26年6月13日法律第69号）第3条に基づく指定地域はありません。

**30) 建築用地下水の採取の規制に関する法律第三条第一項の規定により指定された規制地域**

調査区域には、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年 5 月 1 日法律第 100 号、最終改正：平成 12 年 5 月 31 日法律第 91 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された規制地域はありません。

**31) 「地盤沈下防止等対策の推進について」に基づき策定された地盤沈下防止対策要綱の対象地域、地方公共団体の条例等に基づく地下水の採取が規制される区域等**

調査区域には、「地盤沈下防止等対策要綱」の対象地域はありません。

また、調査区域には、自治体ごとに地下水採取規制に関する条例等が定められています。

諏訪市では、「諏訪市自然環境保護条例」（昭和 49 年 3 月 30 日諏訪市条例第 17 号、最終改正：平成 31 年 3 月 15 日諏訪市条例第 8 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、「自然環境保護調整地区」が指定されており、その中での地下水を取水するための掘さく等について規制を設けています。調査区域における自然環境保護調整地区の位置は、図 4.2.7.9 に示すとおりです。

その他の関係市町においては、岡谷市では、「岡谷市公害防止条例」（昭和 47 年 4 月 1 日岡谷市条例第 5 号、最終改正：平成 6 年 6 月 30 日岡谷市条例第 11 号）、茅野市では、「茅野市生活環境保全条例」（昭和 48 年 5 月 16 日茅野市条例第 20 号、最終改正：令和元年 9 月 27 日茅野市条例第 7 号）及び「茅野市地下水資源利用の適正化に関する要綱」（平成 2 年 4 月 21 日茅野市告示第 37 号、最終改正：平成 18 年 11 月 30 日茅野市告示 226 号）、下諏訪町では、「下諏訪町地下水利用指導要綱」（昭和 55 年 6 月 3 日下諏訪町要綱第 8 号、最終改正：平成 25 年 3 月 22 日下諏訪町要綱第 2 号）がそれぞれの市町全域を対象として定められており、地下水の採取による井戸の湧水防止や地盤沈下の防止に努めること等が記載されています。

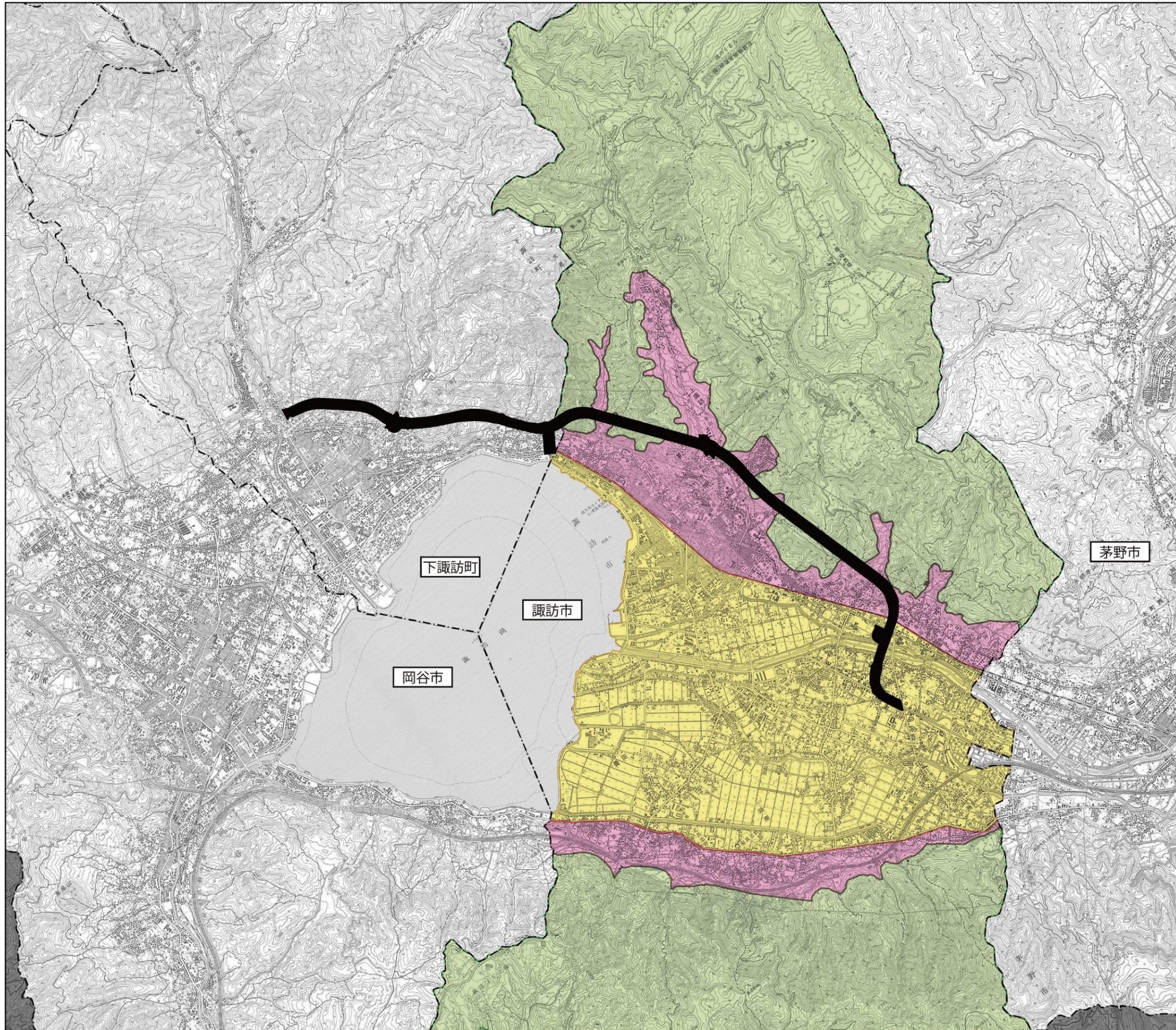
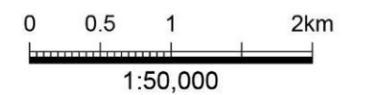


図 4.2.7.9  
地方公共団体の条例等に基づく地下水の  
採取が規制される区域図

記号	名称
	自然環境保全地域
	地下水揚水調整地域
	地下水揚水届出地域

出典：「諏訪市自然環境保全条例による地域区分図」  
(令和元年6月 諏訪市)

記号	名称
	都市計画対象道路事業実施区域
	行政界
	調査対象外



32) 土壤汚染対策法第六条第一項の規定により指定された指定区域

調査区域には、「土壤汚染対策法」（平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日法律第 45 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、要措置区域が指定されています。要措置区域の指定状況は、「第 4 章 4.1 自然的状況 4.1.3 土壤及び地盤の状況 1) 土壤の状況」に示すとおりです。

33) ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準並びに第二十九条第一項の規定により指定されたダイオキシン類土壤汚染対策地域

(1) ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準

調査区域には、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日法律第 72 号）第 7 条の規定に基づき、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壤の汚染に係る環境基準が定められています。

ダイオキシン類に係る環境基準は、表 4.2.7.33 に示すとおりです。

表 4.2.7.33 ダイオキシン類に係る環境基準

項目	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壤	1,000pg-TEQ/g以下
備考 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壤に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壤の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壤の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壤にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壤中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には必要な調査を実施することとする。	

出典：「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壤の汚染に係る環境基準について」

（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号、最終改正：平成 21 年 3 月 31 日環境省告示第 11 号）

(2) ダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定状況

調査地区には、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号、最終改正：平成 26 年 6 月 18 日法律第 72 号）第 29 条第 1 項の規定により指定されたダイオキシン類土壤汚染対策地域はありません。

**34) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項の規定により指定された指定区域**

調査区域には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号、最終改正：令和元年 6 月 14 日法律第 37 号）第 15 条の 17 第 1 項の規定により指定された指定区域があります。指定区域の指定状況は、「第 4 章 4.2 社会的状況 4.2.2 土地利用の状況 3) 有害物質に係る土地利用の状況」に示すとおりです。

**35) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第三条第一項の規定により指定された農用地土壌汚染対策地域**

調査区域には、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 139 号、最終改正：平成 23 年 8 月 30 日法律第 105 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された農用地土壌汚染対策地域はありません。

**36) 森林法第二十五条の規定により指定された保安林のうち、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存（風致保安林）のために指定された保安林**

調査区域には、「森林法」（昭和 26 年 6 月 26 日法律第 249 号、最終改正：平成 30 年 6 月 1 日法律第 35 号）第 25 条の規定により指定された保安林のうち、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存（風致保安林）のために指定された保安林はありません。

**37) 都市緑地法第四条第一項により市町村が定める緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（「緑の基本計画」）**

関係市町では、「都市緑地法」（昭和 48 年 9 月 1 日法律第 72 号、最終改正：平成 30 年 6 月 27 日法律第 67 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画として、関係市町全てで緑の基本計画が策定されています。

岡谷市では、緑地の保全から公園の整備、民有地の緑化推進まで、緑全般についての課題や問題に対し、行政・事業者・市民が一体となって総意工夫し、緑豊かなまちを形成していくため、「岡谷市緑の基本計画」を平成 13 年 3 月に策定しています。本計画では、市民が誇りに感じ、いつまでも住み続けたいくなる、また、本市を訪れた人にとって印象に残るような質の高い緑につつまれた岡谷市をつくることを目指して、3 つの基本理念と 4 つの基本方針を定め、基本方針ごとにそれぞれの施策を設定しています。また、緑の将来像を実現するため、計画の目標水準を設定しています。

諏訪市では、緑の持つ多様な機能を活かして、緑豊かな街を生み出せるよう、緑に係わる様々な人々が相互に協力できる総合的な緑の計画が必要であるとして、「諏訪市緑の基本計画」を平成 10 年 3 月に策定しています。本計画では、背後に山並みを控え公園と並木が整備された諏訪湖畔に代表されるような、緑との調和した水面にひきたつ美しいまち、人々にうるおいとやすらぎを与える快適な環境を目

指し、緑の将来像（緑が育むやさしいまち、湖畔に映えるまち・諏訪）とその将来像を実現するための3つの基本理念と5つの基本方針を定め、基本方針ごとに主な施策を設定しています。

茅野市では、茅野市総合計画、茅野市都市計画マスタープラン等を上位計画とし、茅野市緑のマスタープラン、茅野市環境基本計画、茅野市景観形成基本計画等と整合を図り、これらの計画を緑の保全や緑化推進の側面から支えるとして、「茅野市緑の基本計画」を平成13年3月に策定しています。本計画では、八ヶ岳の優れた自然を市の象徴とし、市民・事業者・滞在者・市がそれぞれの役割を果たしながら緑の保全と緑化の推進に取り組むことを目指して、緑の将来像（八ヶ岳の自然と共に育つ緑ゆたかな高原都市）とその将来像を実現するための5つの基本方針を柱として、基本方針ごとに主な施策を設定しています。

下諏訪町では、町民・事業者・行政の協働による緑豊かなまちづくりをさらに推し進めるため、都市計画マスタープランと同様、平成32年度を目標年次として、緑とオープンスペースに関する総合的な計画である「下諏訪町緑の基本計画」を平成23年3月に策定しています。本計画では、第6次総合計画に将来像として掲げる『誰もが「住んでみたい、住み続けたい、住んで良かった」と言える町、“小さくてもきらりと光る美しいまち”』を実現するため、貴重な歴史、文化、自然、伝統を受け継ぎながら、下諏訪町の緑を次の世代へと継承・発展していくことを目指し、緑の将来像（水・緑・歴史を未来へつなぐまち 下諏訪）とその将来像を実現するための4つの施策方針を柱として、施策方針ごとに主な施策を設定しています。

**38) 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法第三条第一項の規定により指定された第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区**

調査区域には、「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法」（昭和55年5月26日法律第60号、最終改正：平成30年6月8日法律第41号）第3条第1項の規定により指定された第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区はありません。

39) 景観法第八条第一項により景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画  
（「景観計画」）

長野県では、「景観法」（平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号、最終改正：平成 30 年 6 月 8 日法律第 41 号）第 8 条第 1 項に基づき、「長野県景観育成計画」（公表：平成 17 年 12 月 22 日、発効：平成 18 年 4 月 1 日）を策定し、景観行政団体である市町村の区域を除く県全体を景観計画区域としています。関係市町では、諏訪市が平成 21 年 10 月に、茅野市が平成 22 年 3 月に、下諏訪町が平成 24 年 8 月に、景観行政団体として景観計画を策定し、それぞれ市町全域を景観計画区域としています。なお、岡谷市については、景観行政団体への移行を目指し、その礎とする為の「岡谷市景観形成基本計画」を平成 21 年 4 月に策定しています。

長野県、諏訪市、茅野市、下諏訪町が策定した、「景観法」（平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号、最終改正：平成 30 年 6 月 8 日法律第 41 号）に基づく景観計画の概要については、以下に示すとおりです。

(1) 長野県景観育成計画

長野県では、「長野県景観育成計画」（公表：平成 17 年 12 月 22 日、発効：平成 18 年 4 月 1 日 長野県）において、景観計画区域を景観行政団体である市町村の区域を除く県全域と定め、届出が必要な行為及び規模を示しています。景観計画区域は、土地利用の状況と自然条件により都市地域、沿道地域、田園地域及び山地・高原地域の 4 つの類型に区分し、それぞれ良好な景観を育成するための行為の制限の基準（景観育成基準）を定めています。更に、景観育成重点地域（特に重点的に景観の育成を図る地域）と景観育成特定地区（地区の特性を生かした景観の育成を積極的に図る地域）を指定しています。令和元年 5 月現在、景観育成重点地域は 4 地域、景観育成特定地区は指定がない状況です。

調査区域では、景観計画区域として岡谷市全域が指定されています。なお、景観育成重点地域はありません。景観計画区域の届出対象行為は表 4.2.7.34(1)に、主な種類の景観育成基準は表 4.2.7.35 に示すとおりです。

(2) 諏訪市景観計画

諏訪市では、「諏訪市景観計画」（平成 21 年 10 月 諏訪市）において、景観計画区域を市全域と定め、届出が必要な行為及び規模を示しています。景観計画区域では、本市の景観の基盤や骨格となる要素として、面的な 6 つの「景観地域」、線的な 4 つの「景観軸」、点的な 4 つの「景観拠点」を設定して、構造別の基本方針、景観づくり基準を定めています。また、本市の特性が明確に現れ、良好な景観を形成する上で重要な景観資源のある地区であり、先導的に景観づくりを進めることで、他の地区への波及効果も見込める可能性や緊急性を備えた具体的な場所等から重点的に整備を図る地区を、景観重点整備地区として選定しています。調査区域では、景観重点整備地区として「上諏訪駅周辺地区」、「諏訪湖畔地区」、「諏訪大社上社周辺地区」が選定されており、地区別に基本方針、景観づくり基準を定めています。

景観計画区域の届出対象行為は表 4.2.7.34(2)に、景観計画区域（山林・高原、田園・農地、市街地・集落）ごとの景観形成基準及び景観重点区域（上諏訪駅周辺地区、諏訪湖畔地区、諏訪大社上社周辺地区）ごとの景観形成基準は表 4.2.7.36 に、調査区域における景観重点整備地区の位置は図 4.2.7.10 に示すとおりです。

### (3) 茅野市景観計画

茅野市では、平成 13 年に策定した「茅野市景観形成基本計画」（平成 13 年 3 月 茅野市）に基づき景観づくりが進められ、平成 22 年に、「景観法」（平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号、最終改正：平成 30 年 6 月 8 日法律第 41 号）に基づく「茅野市景観計画」（平成 31 年 4 月 茅野市）が策定されています。

本計画において、景観計画区域を市全域と定め、届出が必要な行為及び規模を示しています。景観計画区域では、地域の景観特性に応じた「市街地」「農村集落」「森林山地」に区分し、さらに「市街地」については「商業系地域」「工業系地域」「住居系地域」に区分しており、地域区別に基本方針、景観づくり基準を定めています。また、良好な景観づくりのための取り組みとして、景観づくり重点地区の指定等を行っていくこととしています。調査区域では、景観づくり重点地区の指定はありませんが、「茅野市景観形成基本計画」において景観形成重点地区として指定される区域景観、沿道景観があります。

景観計画区域の届出対象行為は表 4.2.7.34(3)に、景観計画区域（市街地、農村集落・森林山地）ごとの景観づくり基準は表 4.2.7.37 に、調査区域における景観形成重点地区の位置は図 4.2.7.10 に示すとおりです。

### (4) 下諏訪町景観計画

下諏訪町では、「下諏訪町景観計画」（平成 24 年 8 月 下諏訪町）において、景観計画区域を町全域と定め、届出が必要な行為及び規模を示しています。景観計画区域では、一般地区を「里地住宅地区」「街なか住宅地区」「新規住宅地区」「春宮及び沿道地区」「甲州道中地区」「街なか商業地区」「沿道商業業務地区」「主要工業地区」「山地・里山地区」に区分しており、地域区別に景観形成方針、景観形成指針・景観形成基準を定めています。また、調査区域では、景観形成重点地区として「下諏訪宿景観形成重点地区」が選定されており、より景観に配慮した景観形成方針、景観形成指針・景観形成基準を定めています。なお、町民共有の財産としての市街地及び周辺地区からの諏訪湖への眺望の保全のために、眺望景観保全地区として「諏訪湖岸眺望景観保全地区」「県道岡谷下諏訪線沿道眺望景観保全地区」「市街地眺望景観保全地区」を定め、建築物の高さの基準を定めています。

景観計画区域の届出対象行為は表 4.2.7.34(4)に、一般地区と景観形成重点地区の景観形成基準及び眺望景観保全地区における建築物の高さの基準は表 4.2.7.38 に、調査区域における景観形成重点地区及び眺望景観保全地区の位置は図 4.2.7.10 に示すとおりです。

表 4.2.7.34(1) 届出を要する行為の種類及び規模（長野県）

届出対象行為	届出対象規模	
	一般地域	景観育成重点地域
(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転	高さ 13m を超えるもの 又は建築面積 1,000m <sup>2</sup> を超えるもの	高さ 13m を超えるもの 又は床面積 20m <sup>2</sup> を超えるもの
(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	変更に係る面積が 400m <sup>2</sup> を超えるもの	変更に係る面積が 25m <sup>2</sup> を超えるもの
(3) プラント類、自動車車庫（建築物とならない機械式駐車装置）、貯蔵施設類、処理施設類（注 <sup>1</sup> ）の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。）	高さ 13m を超えるもの 又は築造面積 1,000m <sup>2</sup> を超えるもの	高さ 13m を超えるもの 又は築造面積 20m <sup>2</sup> を超えるもの
(4) 電気供給施設等（注 <sup>2</sup> ）の建設等	高さ 20m を超えるもの	高さ 8m を超えるもの
(5) 太陽光発電施設（一団の土地又は水面に設置されるもの。）の建設等（注 <sup>3</sup> ）	太陽電池モジュールの築造面積の合計 1,000m <sup>2</sup> を超えるもの	太陽電池モジュールの築造面積の合計 20m <sup>2</sup> を超えるもの
(6) (3) 及び (4) 以外の工作物の建設等	高さ 13m を超えるもの	高さ 5m を超えるもの
(7) 土石の採取又は鉱物の掘採	面積 3,000m <sup>2</sup> を超えるもの 又は生じる法面・擁壁の高さ 3m かつ長さ 30m を超えるもの	面積 300m <sup>2</sup> を超えるもの 又は生じる法面・擁壁の高さ 1.5m を超えるもの
(8) 土地の形質の変更（注 <sup>4</sup> ） （土石の採取又は鉱物の掘採を除く）	面積 3,000m <sup>2</sup> を超えるもの 又は生じる法面・擁壁の高さ 3m かつ長さ 30m を超えるもの	面積 300m <sup>2</sup> を超えるもの 又は生じる法面・擁壁の高さ 1.5m を超えるもの
(9) 屋外における物件の堆積	堆積の高さ 3m 又は面積 1,000m <sup>2</sup> を超えるもの	堆積の高さ 3m 又は面積 100m <sup>2</sup> を超えるもの
(10) (1) から (6) までの建築物又は工作物の外観に表示される特定外観意匠（注 <sup>5</sup> ）	面積 25m <sup>2</sup> を超えるもの	面積 3m <sup>2</sup> を超えるもの

注 1：プラント類：コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの 貯蔵施設類 飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設 処理施設類 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

注 2：電気供給施設等電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 16 号に規定する「電気事業」のための施設又は電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する「電気通信」のための施設

注 3：建築物の屋根、屋上等に後から設置するものは、「(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更」に該当します。

注 4：都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為及び景観法施行令第 4 条第 1 項に規定する土地の形質の変更

注 5：公衆の関心を引く形態又は色彩その他の意匠（営利を目的としないもの及び表示期間が 30 日以下のものを除く）

出典：「長野県景観育成計画」（公表：平成 17 年 12 月 22 日、発効：平成 18 年 4 月 1 日 長野県）

表 4.2.7.34(2) 届出を要する行為の種類及び規模（諏訪市）

届出対象行為		届出対象規模	
		一般地区	景観重点整備地区
(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転		当該行為に係る部分の高さが 13m を超えるもの、又は当該行為に係る部分の床面積の合計若しくは建築面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	建築確認申請を要するもの
(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更		当該変更に係る部分の面積の合計が 400 m <sup>2</sup> を超えるもの	変更に係る面積が 400 m <sup>2</sup> を超えるもの、又は屋根・壁面の各 2 分の 1 を超えるもの
(3) 工作物（プラント類、自動車車庫、貯蔵施設類、処理施設類）の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」）		当該行為に係る高さ 13m を超えるもの、又は築造面積の合計が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	建築確認申請を要するもの
(4) 電気供給施設等の建設等		当該行為に係る高さ 20m を超えるもの	高さ 8m を超えるもの
(5) (3) (4) 以外の工作物の建設等	ア擁壁、さく、塀その他これらに類するもの	当該行為に係る部分の高さが 3m を超え、かつ長さが 30m を超えるもの	当該行為に係る部分の高さが 1.5m を超えるもの
	イ屋外広告物その他これらに類するものの建設等	当該行為に係る部分の高さが 4m を超えるもの、又は、当該行為の表示面積が 25 m <sup>2</sup> （当該行為に係る部分の位置の高さが 13m を超えている場合は 15 m <sup>2</sup> ）を超えるもの、又は、当該行為に係る部分の位置の高さが 13m を超えるもの	当該行為に係る部分の高さが 3m を超えるもの、又は、当該行為の表示面積が 10 m <sup>2</sup> （当該行為に係る部分の位置の高さが 8m を超えている場合は 5 m <sup>2</sup> ）を超えるもの、又は、当該行為に係る部分の位置の高さが 8m を超えるもの
	ウ ア及びイに掲げる工作物以外の工作物の建設等	当該行為に係る部分の高さが 13m を超えるもの	建築確認申請を要するもの
(6) 開発行為		当該行為に係る土地の面積が 3,000 m <sup>2</sup> を超えるもの、又は生じる法面・擁壁の高さが 3m かつ長さが 30m を超えるもの	当該行為に係る土地の面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの、又は生ずる法面・擁壁の高さが 1.5m かつ長さが 30m を超えるもの
(7) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		当該行為に係る土地の面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの、又は生じる法面の高さが 3m かつ長さが 30m を超えるもの	当該行為に係る土地の面積が 300 m <sup>2</sup> を超えるもの、又は生ずる法面の高さが 1.5m かつ長さが 30m を超えるもの
(8) 屋外における土石、廃棄物、再生资源その他の物件の堆積		当該行為に係る部分の高さが 3m を超えるもの、又は、その用に供される土地の面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	当該行為に係る部分の高さが 1.5m を超えるもの、又はその用に供される土地の面積が 100 m <sup>2</sup> を超えるもの

出典：「諏訪市景観計画」（平成 21 年 10 月 諏訪市）

表 4.2.7.34(3) 届出を要する行為の種類及び規模（茅野市）

届出対象行為		届出対象規模		
		市街地	農村集落・森林山地	
建築物の建築等 (法第 16 条第 1 項第 1 号)	建築物の新築、増築、改築若しくは移転	・建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条に規定する建築確認申請を要する建築物		
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更による面積が 25m <sup>2</sup> を超えるもの		
工作物の建設等 (法第 16 条第 1 項第 2 号)	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、及び外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	煙突 鉄柱・木柱等 遊技施設類 高架水槽類	・高さが 13m を超えるもの	・高さが 5m を超えるもの
		電気供給等施設	・高さが 20m を超えるもの	・高さが 8m を超えるもの
		広告塔・広告板類	・高さが 13m 又は表示面積が 25m <sup>2</sup> を超えるもの	・高さが 5m 又は表示面積が 3m <sup>2</sup> を超えるもの
		プラント類 自動車車庫 飼料等貯蔵施設 石油等貯蔵施設 処理施設類	・高さが 13m 又は築造面積が 500m <sup>2</sup> を超えるもの	・当該行為に係わる部分の築造面積が 20m <sup>2</sup> を超えるもの
開発行為 (法第 16 条第 1 項第 3 号)	・都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為及びその他政令で定める行為（土地の形質変更）	・面積が 3,000m <sup>2</sup> 又は生じる法面・擁壁の高さが 3.0m かつ長さが 30m を超えるもの	・面積が 300m <sup>2</sup> 又は生じる法面・擁壁の高さが 1.5m を超えるもの	
条例で定める行為 (法第 16 条第 1 項第 4 号)	・土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採	・面積が 3,000m <sup>2</sup> 又は生じる法面・擁壁の高さが 3.0m かつ長さが 30m を超えるもの	・面積が 300m <sup>2</sup> 又は生じる法面・擁壁の高さが 1.5m を超えるもの	
	・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	・高さが 3m 又は集積・貯蔵面積が 1000m <sup>2</sup> を超えるもの	・高さが 3m 又は集積・貯蔵面積が 100m <sup>2</sup> を超えるもの	
	・建築物又は工作物の外観における公衆の関心を引くための形態又は色彩その他の意匠（特定外観意匠）	・表示面積が 25m <sup>2</sup> を超えるもの	・表示面積が 3m <sup>2</sup> を超えるもの	

出典：「茅野市景観計画」（平成 31 年 4 月 茅野市）

表 4.2.7.34(4) 届出を要する行為の種類及び規模（下諏訪町）

届出対象行為		届出対象規模			
		一般地区	景観形成重点地区	特定大規模行為	
建築物の建築等（法第16条第1項第1号）	建築物の新築、増築、改築、移転	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該行為に係る部分の高さが13mを超えるもの</li> <li>当該行為に係る部分の建築面積が1,000㎡を超えるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築確認申請を要するもの</li> </ul>	建築物・工作物の新築・増築で、高さが20mを超えるものは、届出と同時に、建築物等の概要の公開が必要。	
	建築物の外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更に係る部分の面積が400㎡を超えるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>変更に係る部分の面積が25㎡を超えるもの</li> </ul>		
工作物の建設等（法第16条第1項第2号）	工作物の新設、増築、改築、移転及び外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩変更	プラント類 <sup>※1</sup> 自動車車庫 貯蔵施設類 <sup>※2</sup> 処理施設類 <sup>※3</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該行為に係る部分の高さが13mを超えるもの</li> <li>当該行為に係る部分の築造面積が1,000㎡を超えるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該行為に係る部分の高さが13mを超えるもの</li> <li>当該行為に係る部分の築造面積が20㎡を超えるもの</li> </ul>	場合により、近隣住民関係者への説明会を開催。
		電気供給施設等 <sup>※4</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該行為に係る部分の高さが20mを超えるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該行為に係る部分の高さが8mを超えるもの</li> </ul>	
		太陽光発電施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該行為に係る部分の築造面積が1,000㎡を超えるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該行為に係る部分の築造面積が20㎡を超えるもの</li> </ul>	
		上記以外の工作物（煙突、柱類、広告塔、高架水槽ほか）	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該行為に係る部分の高さが13mを超えるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該行為に係る部分の高さが5mを超えるもの</li> </ul>	
建築物・工作物の外観における公衆の関心を惹くための形態または色彩、その他の意匠（法第16条第1項第1号及び第2号）		<ul style="list-style-type: none"> <li>表示面積が25㎡を超えるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>表示面積が3㎡を超えるもの</li> </ul>		
開発行為（法第16条第1項第3号）	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為及びその他政令で定める行為（土地の形質変更）	<ul style="list-style-type: none"> <li>面積が1,000㎡を超えるもの</li> <li>生じる法面・擁壁の高さが3m、かつ長さが30mを超えるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>面積が300㎡を超えるもの</li> <li>生じる法面・擁壁の高さが1.5mを超えるもの</li> </ul>		
条例で定める行為（法第16条第1項第4号）	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採	<ul style="list-style-type: none"> <li>面積が3,000㎡を超えるもの</li> <li>生じる法面・擁壁の高さが3m、かつ長さが30mを超えるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>面積が300㎡を超えるもの</li> <li>生じる法面・擁壁の高さが1.5mを超えるもの</li> </ul>		
	屋外における土石、廃棄物、再生资源その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>堆積の高さ3mまたは面積が1,000㎡を超えるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>堆積の高さ1.5mまたは面積が100㎡を超えるもの</li> </ul>		

※1：プラント類：コンクリートプラント、クラッシュャープラント、その他これらに類するもの

※2：貯蔵施設類：飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設

※3：処理施設類：汚物処理場、ごみ焼却場、その他処理施設

※4：電気供給施設等：電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第9号に規定する「電気事業」のための施設又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する「電気通信」のための施設

注1：法第16条第5項に基づき、国・地方公共団体が行う行為は除外

注2：法第16条第7項第7号に基づき、国定公園（本町では八ヶ岳中信高原国定公園が該当）で許可を受けて行う行為は除外

出典：「下諏訪町景観計画」（平成24年8月 下諏訪町）

表 4.2.7.35 景観育成基準（概要）（長野県）

地域区分		都市地域	沿道地域	田園地域	山地・高原地域	
建築物・工作物	配置	道路後退	できるだけ後退 (5m以上後退に努める)	できるだけ後退	できるだけ後退 (10m以上後退に努める)	
		隣地後退	隣地と協力してまとまった空間	できるだけ離し、ゆとりある空間		
		その他	敷地内の樹林や水辺等がある場合、これを生かせる配置 地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しない配置			
	規模	まち並みとしての連続性に配慮	高層の場合には、空地確保	規模・高さは、極力抑える	原則として、周辺の樹木の高さ以内	
	形態・意匠	周辺の建築物等との調和	背景のスカイライン及び建築物との調和	背景のスカイライン及び田園の広がりとの調和	周辺の山並みとの調和	
	色彩等	周辺の建築物等との調和した色彩	周囲の景観及び建築物等との調和した色彩	周辺の田園及び集落の景観との調和した色彩	周辺の自然景観との調和した色彩	
土地	形状、修景、緑化等	周辺の景観との調和				

出典：「長野県景観育成計画」（公表：平成17年12月22日、発効：平成18年4月1日 長野県）

表 4.2.7.36(1) 景観形成基準（諏訪市）：山林・高原の景観地域（1/2）

行為の制限事項	景観づくり基準	
(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観変更	①配置	・道路側に既存林を残せるように10m以上後退するよう努めること。
		・隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。
		・敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。
		・地形の高低差を生かして、周辺の自然景観に調和するような配置とすること。稜線や斜面上部への配置は見上げ景観に配慮し、できるだけ避けること。
	②規模	・周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする。
		・高さは斜面緑地と山の稜線の連続性、見上げ景観に配慮し、原則として周辺の樹木の高さ以内にとどめるよう努めること。又、樹高以上になる場合には周辺の景観と調和するよう形態等に特に配慮すること。
	③形態・意匠	・周辺の自然環境との調和に配慮した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。
		・周辺の山並みと調和する形態とすること。
		・屋根は原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、こう配は周辺の山並みとの調和に努めること。
		・伝統的・文化的な建築物が点在する通りにおいては、その建築物の景観に調和した形態・意匠とするよう努めること。
		・大規模な平滑面による光沢及び反射が生じないように、陰影等壁面の処理に配慮すること。
		・周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。
		・河川及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。
		・屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。
		・屋外及び外壁に設ける階段・配管類・広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。
	④材料	・周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。
		・反射光のある素材を極力使用しないよう努め、やむを得ず使用する場合には、着色等の工夫をすること。
		・地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。
	⑤色彩等	・けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和したできるだけ落ち着いた色彩とすること。（諏訪市景観計画P.43-共通事項の色彩基準を参照。）
		・使用する色数を少なくするよう努めること。
	⑥敷地の緑化	・敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周囲の景観との調和と安全に配慮すること。
		・周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりや駐車場の緑化により圧迫感、威圧感を軽減に努めること。
		・駐車場、自転車置場、物置等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。
		・使用する樹種は周辺の樹林等、周辺の景観と調和するものとする。
・河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。		
⑦屋外公告物 その他これらに類するもの	配置	・河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないよう努めること。
	規模、 形態・意匠	・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。
	材料	・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。
		・反射光のある素材を極力使用しないよう努めること。
	色彩等	・けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。
・使用する色数を少なくするよう努めること。		
・光源で動きのあるものは、原則として避けること。		

出典：「諏訪市景観計画」（平成21年10月 諏訪市）

表 4.2.7.36(2) 景観形成基準（諏訪市）：山林・高原の景観地域（2/2）

行為の制限事項	景観づくり基準
(2) 土地の形状の変更（法第16条第1項第3号及び政令第4条第1項第1号に規定するもの（土石の採取及び鉱物の掘採を除く）をいう。以下同じ。） （変更後の土地の形状、修景、緑化等）	・大規模な法面、擁壁を生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。
	・擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。
	・地形の変更には周辺環境への影響を少なくするよう努めること。
	・敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。
(3) 土石の採取及び鉱物の掘採（採取等の方法、採取等後の緑化等）	・周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。
	・採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。
(4) 屋外における物件の集積又は貯蔵（集積、貯蔵の方法及び遮へい方法）	・物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。
	・道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。

出典：「諏訪市景観計画」（平成21年10月 諏訪市）

表 4.2.7.36 (3) 景観形成基準（諏訪市）：田園・農地の景観地域（1/2）

行為の制限事項	景観づくり基準	
(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観変更	①配置	・道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するよう努めること。
		・隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。
		・敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。
		・地形の高低差を生かして、周辺の自然景観に調和するような配置とすること。稜線や斜面上部への配置は見上げ景観に配慮し、できるだけ避けること。
		・地域の象徴的な建造物・景観や山並み等への眺望を極力阻害しないような配置とすること。
	②規模	・周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする。
		・高さは斜面緑地と山の稜線の連続性、見上げ景観に配慮し、原則として周辺の樹木の高さ以内にとどめるよう努めること。又、樹高以上になる場合には周辺の景観と調和するよう形態等に特に配慮すること。
	③形態・意匠	・周辺の自然環境との調和に配慮した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。
		・背景の山並み及び田園の広がりには調和する形態とすること。
		・屋根は原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、こう配は周辺の山並みとの調和に努めること。
		・伝統的・文化的な建築物が点在する通りにおいては、その建築物の景観に調和した形態・意匠とするよう努めること。
		・大規模な平滑面による光沢及び反射が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。
		・周辺の基調となる建築物等に比べて規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し周辺との調和を図ること。
		・河川及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。
		・屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。
	④材料	・周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。
		・反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避けること。
		・地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。
	⑤色彩等	・けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和したできるだけ落ち着いた色彩とすること。（諏訪市景観計画 P43 - 共通事項の色彩基準を参照。）
		・使用する色数を少なくするよう努めること。
	⑥敷地の緑化	・敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周囲の景観との調和と安全に配慮すること。
		・周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりや駐車場の緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。
		・駐車場、自転車置場、物置等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。
		・使用する樹種は周辺の樹林等、周辺の景観と調和するものとする。
・河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。		
⑦屋外広告物 その他これらに類するもの	配置	・河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないよう努めること。
	規模、 形態・意匠	・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。
	材料	・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。
		・反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。
	色彩等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。</li> <li>・使用する色数を少なくするよう努めること。</li> <li>・光源で動きのあるものは、原則として避けること。</li> </ul>

出典：「諏訪市景観計画」（平成 21 年 10 月 諏訪市）

表 4.2.7.36 (4) 景観形成基準 (諏訪市): 田園・農地の景観地域 (2/2)

行為の制限事項	景観づくり基準
(2) 土地の形状の変更 (法第16条第1項第3号及び政令第4条第1項第1号に規定するもの (土石の採取及び鉱物の掘採を除く) をいう。以下同じ。) (変更後の土地の形状、修景、緑化等)	・大規模な法面、擁壁を生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。
	・擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。
	・敷地内にある良好な樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。
(3) 土石の採取及び鉱物の掘採 (採取等の方法、採取等後の緑化等)	・周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。
	・採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。
(4) 屋外における物件の集積又は貯蔵 (集積、貯蔵の方法及び遮へい方法)	・物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。
	・道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。

出典:「諏訪市景観計画」(平成21年10月 諏訪市)

表 4.2.7.36 (5) 景観形成基準（諏訪市）：市街地・集落の景観地域（1/2）

行為の制限事項	景観づくり基準
(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観変更	①配置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特に支障のある場合を除いて、周辺と壁面線を合わせ、連続した沿道の空間を構成するよう努めること。</li> <li>・隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すように努めること。</li> <li>・駐車場、自転車置場、物置等は道路に面して直接配置しないように努めること。</li> <li>・地形の高低差を生かして、周辺の自然景観に調和するような配置とすること。稜線や斜面上部への配置は見上げ景観に配慮し、できるだけ避けること。</li> <li>・地域の象徴的な建造物・景観や山並み等への眺望を極力阻害しないような配置とすること。</li> </ul>
	②規模 <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとすること。</li> <li>・高さは周辺のまち並みとしての連続性に配慮するとともに、高層の場合、圧迫感を生じないよう努めること。</li> </ul>
	③形態・意匠 <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。</li> <li>・周辺の建築物等の形態との調和に努めること。</li> <li>・建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美の形成や地域の象徴的な建造物・景観の形成にも努めること。</li> <li>・伝統的・文化的な建築物が点在する通りにおいては、その建築物の景観に調和した形態・意匠とするよう努めること。</li> <li>・大規模な平滑面による光沢及び反射が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。</li> <li>・周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。</li> <li>・河川及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。</li> <li>・屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。</li> <li>・屋外及び外壁に設ける階段・配管類・広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。</li> </ul>
	④材料 <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。</li> <li>・反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。</li> <li>・地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。</li> </ul>
	⑤色彩等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和したできるだけ落ち着いた色彩とすること。（諏訪市景観計画 P.43 - 共通事項の色彩基準を参照。）</li> <li>・周辺地域との調和に配慮し、多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。</li> </ul>
	⑥敷地の緑化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周囲の景観との調和と安全に配慮すること。</li> <li>・周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりや駐車場の緑化により圧迫感、威圧感を軽減に努めること。</li> <li>・使用する樹種は地域の風土にあつたものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。</li> <li>・河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。</li> </ul>

出典：「諏訪市景観計画」（平成 21 年 10 月 諏訪市）

表 4.2.7.36 (6) 景観形成基準（諏訪市）：市街地・集落の景観地域（2/2）

行為の制限事項		景観づくり基準	
(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観変更	⑦屋外公告物その他これらに類するもの	配置	・河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。
		規模、形態・意匠	・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。
材料		・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。	
		・反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。	
色彩等	・けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。		
	・多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。		
	・光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。		
⑧その他の制限	・ブロック塀は避け、木塀や生垣など、安全と景観に配慮した塀とすること。		
	・空調室外機等の人工物は道路面を避けて設置すること。（河川景観軸の美化、居住空間・温泉旅館街の雰囲気向上に努める）		
	・駐車場、自転車置場、物置等を道路に面して設ける場合は道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。		
(2) 土地の形質の変更（法第16条第1項第3号及び政令第4条第1項第1号に規定するもの（土石の採取及び鉱物の掘採を除く）をいう。以下同じ。）（変更後の土地の形状、修景、緑化等）	・大規模な法面、擁壁を生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。		
	・擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。		
	・敷地内にある良好な樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。		
(3) 土石の採取及び鉱物の掘採（採取等の方法、採取等後の緑化等）	・周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。		
	・採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。		
(4) 屋外における物件の集積又は貯蔵（集積、貯蔵の方法及び遮へい方法）	・物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。		
	・道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。		

出典：「諏訪市景観計画」（平成21年10月 諏訪市）

表 4.2.7.36 (7) 景観形成基準（諏訪市）：景観重点整備地区\_上諏訪駅周辺地区（1/2）

行為の制限事項	景観づくり基準		
(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観変更	①配置	・通りの賑わいを保つため、周辺と壁面線を合わせ、連続した沿道の空間を構成するよう努めること。	
		・駐車場、自転車置場、物置等を設ける場合には、道路等から直接見えにくい配置に努めること。	
		・敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。	
		・地形の高低差を生かして、周辺の自然景観に調和するような配置とすること。稜線や斜面上部への配置は見上げ景観に配慮し、できるだけ避けること。	
	②規模	・高島城など、周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとする。	
		・高さは周辺のまち並みとしての連続性に配慮するとともに、高層の場合、圧迫感を生じないように努めること。	
		A・B地区	・30m以下に努めること。
		C地区	・15m以下（高度地区内）
	D・E地区	・15m以下に努めること。	
	③形態・意匠	・周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。	
		・周辺の良好な建築物等の形態との調和に努めること。	
		・背景の山並み及び田園の広がりにも調和する形態とすること。	
		・建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美の形成や地域の象徴的な建造物・景観の形成にも努めること。	
		・屋根は原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景の山並み、周辺の建築物との調和に努めること。	
		・伝統的・文化的な建築物が点在する通りにおいては、その建築物の景観に調和した形態・意匠とするよう努めること。	
		・大規模な平滑面が生じないように、陰影等壁面の処理に配慮すること。	
		・周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。	
		・河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。	
		・屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。	
	・屋外及び外壁に設ける階段・配管類・広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。		
	④材料	・周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。	
		・地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。	
		・反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。	
	⑤色彩等	・街道、城下町及び地域の伝統的なまちなみ、それぞれにふさわしい色を基調とし、周辺の建築物等と調和した落ち着いた色彩とすること。（諏訪市景観計画 P43 - 共通事項の色彩基準を参照。）	
		・多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。	
		・使用する色数を少なくするよう努めること。	
⑥敷地の緑化	・敷地境界には樹木や花等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。		
	・周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあつては、建物まわりや駐車場の緑化により圧迫感、威圧感を軽減に努めること。		
	・使用する樹種は地域の風土にあつたものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。		
	・河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。		

出典：「諏訪市景観計画」（平成 21 年 10 月 諏訪市）

表 4.2.7.36 (8) 景観形成基準 (諏訪市): 景観重点整備地区\_上諏訪駅周辺地区 (2/2)

行為の制限事項	景観づくり基準		
(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観変更	⑦その他の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブロック塀は避け、木塀や生垣など、安全と景観に配慮した塀とすること。</li> <li>・空調室外機等の人工物は道路面を避けて設置すること。</li> <li>・駐車場、自転車置場、物置等を道路に面して設ける場合は道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。</li> </ul>	
	⑧屋外公告物その他これらに類するもの	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まち並み、山並み、河川等の水辺などの眺望を阻害しないように努めること。</li> </ul>
		規模、形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告物は独立表示を避け、景観に配慮した軒下までの高さに努めること。</li> <li>・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。</li> </ul>
		材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとする。</li> <li>・反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。</li> </ul>
色彩等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。</li> <li>・使用する色数を少なくするよう努めることとし、多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。</li> <li>・照明及び光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。</li> </ul>	
(2) 土地の形質の変更 (法第16条第1項第3号及び政令第4条第1項第1号に規定するもの (土石の採取及び鉱物の掘採を除く) をいう。以下同じ。) (変更後の土地の形状、修景、緑化等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な法面、擁壁を極力生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内にある良好な樹木、その他の樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。</li> </ul>		
(3) 土石の採取及び鉱物の掘採 (採取等の方法、採取等後の緑化等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。</li> </ul>		
(4) 屋外における物件の集積又は貯蔵 (集積、貯蔵の方法及び遮へい方法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物件を積み上げる場合には、高さを極力低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げる。</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。</li> </ul>		

出典: 「諏訪市景観計画」 (平成 21 年 10 月 諏訪市)